

●香川県告示第313号

平成22年香川県告示第28号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定）の一部を次のように改正し、平成24年7月1日から施行する。
平成24年6月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
団地名	建設年度	構造別	公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値		団地名	建設年度	構造別	公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値	
略					略				
木太川西	昭和46年度	中層耐火構造5階建	1階、2階又は3階にあるもの	浴槽のあるもの 0.77 その他のもの 0.76	木太川西	昭和46年度	中層耐火構造5階建	1階、2階又は3階にあるもの	0.76
					4階又は5階にあるもの 0.73				
略					略				